

平成30年5月21日
(月曜日)

平成30年 第2回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- | | | |
|---|-------|--|
| | | 開会宣告および開議宣告 |
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般の報告 |
| 4 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定） |
| 5 | 報告第2号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定） |
| 6 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度 幌延町一般会計補正予算（第7号）） |
| 7 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
（幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定） |
| 8 | 議案第1号 | 幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 9 | 議案第2号 | 財産の取得について（除雪ドーザ13t級購入）
（閉 会 宣 告） |

本日の会議の順序

- | | | |
|---------|-----------|-------------|
| | | 開会宣告および開議宣告 |
| 日 程 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 〃 2 | 会 期 の 決 定 | |
| 〃 3 | 諸 般 の 報 告 | |
| 〃 4 | 報 告 第 1 号 | |
| 〃 5 | 報 告 第 2 号 | |
| 〃 6 | 承 認 第 1 号 | |
| 〃 7 | 承 認 第 2 号 | |
| 〃 8 | 議 案 第 1 号 | |
| 〃 9 | 議 案 第 2 号 | |
| | 閉 会 宣 告 | |

出席議員（8名）

議 長	8 番	植 村	敦
	1 番	富 樫	直 敏
	2 番	西 澤	裕 之
	3 番	斎 賀	弘 孝
	4 番	無量谷	隆
	5 番	鷲 見	悟
	6 番	吉 原	哲 男
	7 番	高 橋	秀 之

出席説明員

町 長 野々村 仁
代表 監査委員 利波 隆造
副 町 長 岩川 実樹
教 育 長 木澤 瑞浩

総務 財政課長 飯田 忠彦
住民生活課長 藤井 和之
保健福祉課長 早坂 敦
産業振興課長 山本 基継
建設管理課長 島田 幸司

財政グループ主幹 岡田 英樹
税務保険グループ主幹 伊藤 崇

農業委員会事務局長 (山本 基継)

選挙管理委員会事務局長 (飯田 忠彦)

議会事務局職員出席者

事務局 長 藤田 秀紀
主 事 満保 希来

(10時00分開 会)

議 長 植 村 敦 君

おはようございます。本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回幌延町議会臨時議会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において6番 吉原哲男君、7番 高橋 秀之君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月21日、1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、1日と決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

報告第1号「専決処分の報告について」損害賠償の額の決定の提案理由を説明申し上げます。

ご報告します専決処分は、公用車の接触事故により、他の車両に損害を与えたことから、その損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第180条第1項の規定による、町議会の専決処分事項の指定に基づき、平成30年4月11日付けで、損害賠償の額を専決処分しましたので、同条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

次のページの専決処分書をご覧ください。

1 損害賠償の額は、26万7,854円。2 損害賠償の相手方は、※※※※※※※※※※※※※※※※氏です。

本件は、平成30年1月23日 午前11時20分頃、上問寒在住の町民のお宅を訪問す

るため、総務財政課の職員が町長を乗せ、公用車で道道上問寒中間寒停車場線を走行し、上問寒へ向かう途中、猛吹雪によって視界不良となったため、減速して運転していましたが、視界が晴れたときには前方から相手方が所有・運転する対向車が向かってきたので、衝突を回避しようと左にハンドルを切りましたが、避けられずに公用車の右側前後のドア、右側ドアミラーと、相手方車両の右前方 バンパー、右側ドアミラー等が接触し、相手方の車両に損害を与えたものです。

事故の原因は、悪天候による視界不良と、双方の安全確認が不足であったことによるもので、過失割合は、町が3割、相手方7割とし、相手方の車両損害額の3割 26万7,854円を損害賠償額に決定して、4月11日示談書を取り交わし、同日付で専決処分しました。

なお、損害賠償額につきましては、町が加入する全国自治協会 自動車事故共済金により、全額保険給付されています。

公用車の運転については、日頃から安全運転を指導していますが、このような事故になったことは、誠に申し訳ありません。今後とも、一層の交通安全と安全運転の指導と徹底に努めてまいります。

以上、報告第1号「専決処分の報告について」の、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

3番齋賀です。

まず、1点目は、吹雪の中の移動ということでね、吹雪の中で町長を乗せて、移動するような緊急的な用事をその日にしなくちゃいけなかったのかってということが1点と。

2点目にね、晴れた時点で左側にハンドルを切って、避けようとしたんだけど、相手方にぶつかったということで、3:7ということね。幌延町の公用車、これの修理というか、この代金はどのようにいくらこちら側に入ってきたのか、お尋ねします。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

1点目の質問の緊急のことがあったのかということなんですが、事由自体は、緊急を要するものではなかったんですが、その日に午前中、相手方におじゃましますという約束をしたもので、こちらの方も多少天気は、悪かったんですが、上問寒の方に向かっていくと、どんどん天気が悪くなっていったという状態でした。

それと2点目なんですが、町の方の損害賠償額の7割分は相手方が負担となりますので、その負担については、相手方からいただいております。それと残りの30%の分については、こちらでも保険の方の給付の対象となっております。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

そのいただいた金額っていうのはわからないんですか。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

相手方からの町の損害額につきましては、50万9,350円です。その7割の35万

6,545円となります。ただ、この額につきましては、直接整備工場の方に納められますので、町の収入という風にはなってございません。

議 長 植 村 敦 君
他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第1号は、報告済みといたします。

日程第5 報告第2号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

報告第2号「専決処分の報告について」損害賠償の額の決定の提案理由を説明申し上げます。

報告します、専決処分は、道路管理上の瑕疵により、通行車両に損害を与えたことから、その損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第180条第1項の規定による、町議会の専決処分事項の指定に基づき、平成30年4月27日付けで、損害賠償の額を専決処分しましたので、同条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

次のページの専決処分書をご覧ください。

1 損害賠償の額は、38,124円。2 損害賠償の相手方は、※※※※※※※※※※※※※※※※氏です。

本件は、平成30年3月20日、午前5時頃、稚内市から幌富バイパスを利用して、幌延インターチェンジを降り、町道幌延3号線を西天クリーンセンター方面へ向かい、走行していましたが相手方の所有、運転します車両が、道路の陥没部分に落ち込んだ衝撃で、左側前後のタイヤ2本のパンクとホイールが変形により、損害を与えたものです。

事故の原因は、道路管理上の瑕疵と相手方の注意義務違反もあることから、相手方と損害賠償の協議を行い、過失割合は、町が5割、相手方5割とし、相手方の車両損害額の5割、38,124円を損害賠償額に決定して、4月27日示談書を取り交わし、同日付けで専決処分しました。

なお、損害賠償額につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額、保険給付されています。

町といたしましては、今後とも、道路パトロール等に配意し、道路の安全管理と維持補修に努めてまいります。

以上、報告第2号「専決処分の報告について」の、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第2号は、報告済みといたします。

日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯田忠彦君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて 平成29年度 幌延町一般会計補正予算（第7号）」の提案理由を説明申し上げます。

本件は、平成29年度 幌延町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法 第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の補正予算については、例年にない大雪と暴風雪により、除排雪経費の予算を2月に専決処分させていただいたところですが、その後も降雪が続いたことから、歳出では再度の除排雪経費の補正と寄付金の収入に伴う積立金の補正です。

歳入では、地方交付の特別交付税と除雪対策の国庫補助金が予算を上回って交付されたことから、3月20日付けで専決処分を行いました。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億8,049万円としております。

第2項の歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。

次に、第2条 繰越明許費の補正です。4ページをお開きください。

繰越明許費補正については、冬期間の大雪と暴風雪により工事が遅れ、年度内の完了が見込めなくなったことによる繰越明許費の補正で、平成30年度に繰り越して使用することができる経費は、2款1項 総務管理費の移住定住促進事業240万円と、6款1項 農業費の幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業300万円の2事業です。既に設定しています繰越明許費と合わせますと、3事業で2,178万5千円になります。

歳入につきまして説明しますので、8ページをお開きください。

6款1項1目 地方消費税交付金では、交付額が予算額を上回ったことにより278万8千円の増です。

9款1項1目 地方交付税では、除排雪経費とマイナンバーカードの多目的利用対策費などの増加により、特別交付税6,191万7千円の増です。

平成29年度の特別交付税総額は3億1,191万7千円で、前年度対比3,381万9千円。12.2%の増です。

13款2項4目 土木費国庫補助金では、大雪による除雪費の支援として、社会資本整備総合交付金186万5千円の増と、臨時道路除雪事業費補助金2,100万円の新規計上です。

16款1項3目 総務費寄付金では、公共施設等整備指定寄付金を頂戴しましたので、2,500千円の新規計上です。

17款1項3目 ふるさと創生基金繰入金および5目 エネルギー施策等振興基金繰入金

では、特別交付税と国庫補助金などの増加で財源の確保ができたことから、ふるさと創生基金繰入金7,517万円の減と、エネルギー施策等振興基金繰入金240万円の減です。

次に歳出ですが、10ページをお開きください。

2款1項12目 諸費では、歳入で公共施設等整備指定の寄付金を受けましたので、公共施設等整備基金の積立金250万円の増です。

8款2項1目 道路維持費では、2月、3月も降雪が続き、除雪業務の委託料が予算不足になる見込みであったことから、除雪業務委託料1千万円の増です。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定について)」の提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法、同法施行令、同法施行規則などが一部改正され、それぞれ平成30年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町税条例等の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

この改正条例については、6条建ての条文からなっており、第1条から第5条までは幌延町税条例の一部改正、第6条は平成27年12月に議決されました幌延町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

配布しております、新旧対照表により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。なお、法令および条例改正に伴う引用条項の改正や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

始めに第1条の改正の幌延町税条例の一部改正であります。

第23条の改正は、第48条で規定整備する法人町民税において、電子申告を義務付ける規定等について、町内会や協議会など人格のない社団等に対しては適用しないこととする規定の整備と、字句の改正であります。

1 ページから 2 ページの第 2 4 条の改正は、個人町民税の非課税の範囲の規定において、第 1 項は、障害者、未成年者、寡婦に対して、所得割を非課税とする基準額を、前年の合計所得金額「1 2 5 万円」から「1 3 5 万円」に引き上げる改正と、第 2 項は、控除対象配偶者の定義変更に伴い「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、均等割の非課税の規定において、これまでの基準額に 1 0 万円を加算する改正であります。

第 3 4 条の 2 および第 3 4 条の 6 の改正は、基礎控除および調整控除に係る合計所得金額の上限を新たに規定する改正と、字句の改正であります。

3 ページから 4 ページの第 3 6 条の 2 の改正は、町民税の申告に関する規定で、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴い、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、各種控除を受けようとするものを除く規定のうち、配偶者特別控除の要件から源泉控除対象配偶者に係るものを除く規定の整備と、字句の改正であります。

5 ページから 7 ページまでの第 4 8 条の改正は、法人町民税の申告納付に関する規定において、新たに、租税特別措置法で規定する内国法人等の所得の課税の特例に関する規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除する規定の追加と資本金 1 億円を超える法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務化の規定の整備と引用条項および条項の繰下げ等の整理、字句の改正であります。

7 ページから 9 ページまでの第 5 2 条の改正は、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に関する規定において、申告した後に減額更正がされ、その後、更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとする規定の整備と、条項の繰下げ等の整理および字句の改正であります。

1 0 ページの町たばこ税の納税義務者等に係る規定の第 9 2 条を第 9 2 条の 2 とし、第 9 2 条の 2 の前に第 9 2 条として、地方税法上の喫煙用の製造たばこ区分について、新たに規定する改正であります。

第 9 3 条の 2 の改正は、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品又はこれらの混合物が充填されたものは、製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、製造たばこの区分を加熱式たばことするための規定の整備であります。

1 1 ページから 1 2 ページまでの第 9 4 条の改正は、加熱式たばこの課税標準について紙巻たばこの本数への換算方式を明確化した規定の追加と、引用条項を整理する改正であります。

なお、この換算方式は、本年 1 0 月 1 日から適用されますが、段階的に従来方式の割合を縮小させ、5 年目で新方式に完全に適用することとされておりますので、後ほどご説明させていただきます。

1 3 ページの第 9 5 条の改正は、たばこ税の税率を千本につき、「5, 2 6 2 円」から「5, 6 9 2 円」に引き上げる改正であります。たばこ税の税率は 3 段階で引き上げることとされており、これにつきましても、後ほどご説明をさせていただきます。

1 5 ページをお開きください。

附則第 5 条の改正は、個人町民税の所得割の非課税範囲の規定で、これまでの所得割を非

課税とする基準額に、10万円を加算する改正であります。

15ページから16ページの附則第10条の2の改正は、地方税法の定める範囲内で、地方自治体が特例割合を定めることができる「地域決定型 地方税制特例措置」に関する規定において、改正後の第1項から第3項は、公害防止用設備に関する施設。第4項は、雨水貯留浸透施設。第5項から第14項は、再生可能エネルギー関連施設。第15項は、浸水防止用設備。第16項は、企業主導型保育事業に供する固定資産。第17項は、生産性向上設備等。第18項は、サービス付き高齢者向け賃貸住宅などの資産については、国が示している参酌すべき基準に合わせ、課税標準の特例割合を定める改正と、引用条項の整理であります。

16ページから18ページまでの附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、18ページの第10項において、規定された施設をバリアフリー改修する場合に、固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定を整備するものであります。

附則第11条の見出しから、21ページまでの附則第15条までの改正は、土地に関する固定資産税および特別土地保有税の負担調整措置について、現行の仕組みを継続することとし、期間を平成30年度から平成32年度までとする期間延長等の改正であります。

次に、22ページをお開きください。

第2条改正から26ページの第5条改正に係る第94条の各改正は、第1条改正の第94条で整備した、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を明確化した規定を、激変緩和等の観点により段階的に改正するもので、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5段階で実施し、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を5分の1ずつ増やしていく改正と、引用条項および字句の改正であります。

23ページの第3条改正および24ページの第4条改正に係る第95条の各改正は、第1条改正の第95条のたばこ税の税率の改正も併せるものと、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3段階で税率が引き上がる改正であります。

次に、26ページをお開きください。

第6条改正は、平成27年12月に議決されました「幌延町税条例の一部を改正する条例」の一部改正であります。

26ページから27ページの附則第6条の改正は、町たばこ税に関する経過措置で、第2項第3号の売渡し期間の終期は「平成31年3月31日」でしたが、紙巻きたばこの税率の変更時期に合わせるため、当該終期を「平成31年9月30日」に、第13項の基準日「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に変更し、税率を「1,262円」から「1,692円」に引き上げ、第14項の読み替え規定の表中、申告書の提出期限の「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、納付期限の「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める改正であります。

28ページのこの条例の附則であります。第1条は、施行期日に関する規定で、この条例は、平成30年4月1日から施行することとし、ただし書きで各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。

第2条は、この度改正される町民税に関する経過措置で、第3条は固定資産税に関する経

過措置について規定しております。

29ページの第4条から33ページの第9条までは、町たばこ税に関する経過措置と、各年における手持品課税に係る町たばこ税が段階的に改正されることから、適用年ごとの規定の整備であります。

以上、承認第2号の「専決処分の承認を求めることについて」（幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定について）の提案理由の説明といたします。

議長 植村 敦 君

これより、質疑を行います。

ありませんか。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤井 和之 君

議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、国民健康保険制度の都道府県化、地方税法等の一部を改正する法律および地方税法施行令等の一部を改正する政令が4月1日から施行されたことに伴い、賦課方式および税率、並びに軽減判定所得の算定に係る軽減判定基準の変更と、課税限度額の引上げに関する改正であります。

それでは、配布しております、新旧対照表により説明させていただきます。議案と併せてご覧願います。なお、新旧対照表の最後のページに税率等の改正案比較資料を掲載しておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

第2条の改正は、第2項から第4項までの賦課方式を「所得割額および資産割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額」の4方式から「資産割額」を削除した、3方式に改正するものと、医療費分である基礎課税限度額54万円を58万円に改正するものであります。

第3条、第5条および2ページの第5条の2は、医療費分の改正で、第3条の所得割は「100分の5.8」を「100分の4.6」に、第5条の均等割は「2万6千円」を「2万4千円」に、第5条の2の平等割は、第1号、特定世帯以外の世帯は「2万8千円」を「2万円」

に、第2号、特定世帯は「1万4千円」を「1万円」に、第3号、特定継続世帯は「2万1千円」を「1万5千円」に改正するものであります。

1ページの第4条、2ページの第7条、3ページの第9条の改正は、第2条の賦課方式の改正に伴い、規定の削除を行うものであります。

2ページの第6条および第7条の2は、後期高齢者支援分の改正で、第6条の所得割は「100分の1.8」を「100分の2.4」に、第7条の2の均等割は「6千円」を「8千円」に改正するものであります。

第8条、3ページの第9条の2および第9条の3は、介護分の改正で、第8条の所得割は「100分の1」を「100分の1.3」に、第9条の2の均等割は「7千円」を「9千円」に、第9条の3の平等割は「6千円」を「7千円」に改正するものであります。

次に、3ページから5ページまでの第13条の改正は、第2条の課税限度額の改正に伴い、その引用する額を改め、低所得者の軽減措置として、各区分において医療費分、後期高齢者支援分および介護分の均等割と、医療費分および介護分の平等割を改正することから、所得に応じて適用となる軽減のうち7割、5割、2割軽減の額を改めるものであります。

また、4ページと同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額「27万円」を「27万5千円」に引き上げ、同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額「49万円」を「50万円」に引き上げる改正であります。

5ページの第14条2の改正は、特例対象被保険者等に係る申告の規定で、手続きの見直しに伴う字句の改正であります。

次に附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、改正後の条例の適用する年度について規定しております。

以上、議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

2 番 西 澤 裕 之 君

幌延町国民保健税条例の一部を改正する条例ということで、これについては、委員会でも議論してきたところではありますけれども、正式名称がちょっとわからないんですが、国民健康保険審議委員会みたいところが確かあったと思います。そこでどのような議論になっていたのかをお聞かせください。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

国民健康保険運営協議会という名称でございますけれども、過去2回開催をしております。都道府県化に伴っては、いろんな新聞報道もございまして、先に出た情報ですとか、これから改正はどうやって考えていくんだとかってというような内容で協議会をまず開催し、その後、まちづくり常任委員会でも資料提示しました、資料を基に運営協議会でも議論いただきまして、協議を経て、今回の改正になったわけなんです。その運営協議会の中では、やはり4

方式から3方式にすることのですね、個人的な意見のまとまりは無かったところも1回目はございました。正直言うと。ただ、内容があまり熟知されていなかったというようなことで、第2回の運営協議会の中では、そういった内容をご丁寧にというか、資料を提示しながら説明させていただいたわけなんですけど、影響の出方ですとか、そういったことを説明した中では、第2回の協議会では、3方式にすることについては、問題ないというような答申ということになっております。従いまして、それを経て、常任委員会でもご説明をさせていただいたところでございます。

議 長 植 村 敦 君
他ありませんか。

3 番 斎 賀 弘 孝 君
3番斎賀です。

最終的に道に移管する時に幌延町は何世帯で何人の異動になるのと、引継になっていくのか教えていただきたいと思えます。

それとこの後ですね、幌延町の担当課ってというか、役割は何をしていくのかなということをお伺いしたいと思います。そして、その集めたお金の税の流れですね、それはどういう風になっていくのか、納め方ですね、お伺いします。納め方ってというのは、道の方にですね、お伺いします。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

まず1点目の何人何世帯っていう部分でございしますが、こちらについては、賦課当時ですとか、年度途中ですか、いろいろ変更がございしますので、固定された数字にはならないということで、まずご理解ください。この試算をした段階では、603人で345世帯ということになってます。

後は、役場の今後の役割でございしますが、例えば保健証の交付ですとか、そういったものについては、従来どおり変わらずに行うと。ただ、保険証の明記の仕方については、若干変更があります。今までは幌延町ということで入ってたんですが、ちょっと変更されます。他の業務については、一切変わらずということですので。

むしろ、第3番目の質問にこれまでの税の流れというか、そういった部分が大きく変わってくるのかなという風に思っております。それは、今までは、町が例えば被保険者の方々の医療費ですとか、そういったものを考慮しながら、税率を考えていたところでございますけれども、今後はそれを一旦北海道に報告をします。報告をして、それを確か3カ年の平均でどのくらい必要だとかというものを北海道が積算してきます。その積算した結果を幌延町は、これくらい納付してくださいというようなことで、いわゆる幌延町が北海道に納付をするという形になる。それが保険税の算定の根拠となるということでございしますので、今回お示したものについても、予め北海道が何度も試算をして、北海道全体をこの金額にしますということで、幌延町はいくらいくらですよという納付額がありました。それを基に算定して、所得割が5.8から4.6に減額できたことであったり、というような内容になります。従いまして、北海道は、北海道全体の医療費ですとか、国から入る交付金ですとか、そういったものを集計して、それから北海道各町から医療費ですとか、世帯、被保険者数ですとか、そ

ういったデータを基に納付金を算定して、幌延町にいくら納付してくださいという流れが来ますので、今後はその額を基に税率等を考えていくということになります。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

ということは、道の方からの数字が出てくるわけなんですけどね、その中でも滞納とかは、全然考慮されないんですか。滞納していたら、集まらなくても幌延町が立て替えて、全部道に言われたとおり、払っていかないといけないんですか。それで、滞納者分は幌延町独自で集めていくと。そういう形になっていくんですか。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

本町の場合は、収納率が極めて道内でも高いということは、ご承知とは思いますが、全道的に見ると、その数字まで至ってない自治体もあるでしょうし。その納付金の算定については、おおよそ99%で道内全体を積算してるという説明でございました。ですから、当初ですね、私達も北海道から説明を受けた時には、99.数%。コンマ何%なんですけども、多く収納しているのに、99%で計算されているのは。というような、何て表現して良いのかわかりませんが、多く収納率があるのに、99%で頭打ちにされて計算するのは、というようなご意見も申し上げたんですけども、北海道全体で考えるとしたら、やはり99%で計算するんだという説明でございました。今の滞納の部分についても、こういった考えの基でやってますので、滞納の部分も含まれていないですよ、ということです。後、すいませんが伊藤主幹の方からご説明させていただきます。

税務保険グループ主幹 伊 藤 崇 君

今の収納率と言いますか、その関係なんですけど、道の方から納付金として納める幌延町の額を計算する時に、過去の3年とかの実績を見てですね、99%超えた時は、99%で計算したもので納付するように示されております。仮にうちの方で、過去に今年度とか収納率結果として出て、99%割った時でも、示された額を納めないとならないので、それについては、翌年度以降の税率だったり、繰越金だったりから使って、示された額は間違いなく払うと。その示された額が仮に99%で計算されていて、95%集めたとしても、その年度については、示された額しか納めなくて良いので。そういうような流れになってると思います。

議 長 植 村 敦 君

他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第2号「財産の取得について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約および財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得について、議決をお願いするものであります。

契約の目的は、除雪ドーザ13トン級機器機械購入、品名および数量は、除雪ドーザ13トン級1台。

契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額は2,047万6,800円。契約の相手方は、稚内市末広5丁目1番21号 北海道川崎建機株式会社稚内支店 支店長 菊池一義氏と現在、仮契約中であります。

以上、議案第2号「財産の取得について」の提案理由といたします。

議長 植村敦君

これより、質疑を行います。

5 番 鷺見 悟君

素朴な質問をさせていただきます。今までのパワーショベル、ユンボなんかもそうなんですよけど、除雪ドーザって、今まではエンジン馬力で、例えばD50とかD60とか言っていたんですけど、これは今、重量に変えられたってということなんですかね。機械そのものの重さで、今日本の場合は、こういう具合に表現を変えたということで理解して良いのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

建設管理課長 島田幸司君

申し訳ありません。私の方もちょっと知識が無くてあれなんですけれども、基本的に13トン級というと、エンジンがそれぞれ決まってくるんでしょうと、各メーカー。そういう風に理解しています。

(鷺見議員「今までで言ったらD50」)

ごめんなさい。ちょっと詳しくはわからないので。大変申し訳ありません。

議長 植村敦君

他、ありませんか

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

これにて、平成30年第2回幌延町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(11時50分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 植村 敦

署名議員 6番 吉原 哲男

署名議員 7番 高橋 秀之

以上、記録する。

議会事務局主事 満保 希来